

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 7年 2月17日

契約事務受任者

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知広

1 事業の概要

(1) 業務名

名古屋市立中学校部活動の地域展開に係るプラットフォームの構築・運営等業務委託

(2) 業務内容

「名古屋市立中学校部活動の地域展開に係るプラットフォームの構築・運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8年 3月31日まで

(4) 契約上限金額

26,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本件に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後、 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を

除く。)又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。

(3) 令和 5年度及び令和 6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」の申請業種「コンピュータ関連サービス」、「システム開発」、「通信情報サービス」、「宣伝・広告の企画」又は「その他」のうちいずれかの競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本件に参加しようとししない者であること。

なお、組合と当該組合の組合員との双方が本件に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本件に参加することができる。

(7) 本件の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本件の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(8) 本件の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく

排除措置の期間がない者であること。

- (9) 共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）の場合は、コンソーシアムのいずれかの構成員が、(3) に該当する者であること。また、全ての構成員が(1) 、(2) 及び(4)～(8)に該当するものであること。
- (10) コンソーシアムの場合は、全ての構成員が、単独企業として本プロポーザルに参加しようとする者でないこと。
- (11) コンソーシアムの場合は、全ての構成員が、本プロポーザルに参加する他のコンソーシアムの構成員でないこと。

3 参加手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1番 4号 教育館 8階
名古屋市教育委員会事務局生涯学習部部活動振興課
電話：052-291-4675 F A X：052-971-5160
メールアドレス：a3265@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

- (2) 本公募に係る仕様書等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。
アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

- (3) 質問回答

ア 質問方法

本公告に対する質問は電子入札システムにより送信すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、電子メールにより質問を行うことができる。

イ 質問期限

令和 7年 2月25日午後 3時00分

ウ 回答期限

令和 7年 2月28日午後 5時15分

エ 留意事項

- (7) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。

(4) 参加資格確認申請書の提出

ア 受付期間

令和 7年 2月17日（月）から令和 7年 3月10日（月）午後 5時00分まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加資格確認申請書

コンソーシアムの場合は、共同企業体協定書及び委任状を添付すること。

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による
郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出場所

(1) に同じ

イ 提出期間

令和 7年 3月 3日（月）午前 9時00分から令和 7年 3月18日（火）午後 5時00分まで（持参により提出する場合は、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下、「休日」という。）を除く。）

なお、書類の確認作業が必要であるため、提出しようとする日の前日までの開庁日の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時を除く。）に電話連絡をした上で持参することとし、提出期間経過後に

提出された企画提案書等は無効とする。

ウ 提出部数

10部（正本 1部、副本 9部）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

4 提案評価の実施及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、次のとおり提案評価を実施する。なお、企画提案書等の評価は、「名古屋市立中学校部活動の地域展開に係るプラットフォームの構築・運営等業務委託事業に関するプロポーザル評価委員」が行う。提案評価（プレゼンテーション）の詳細については、提案者に別途連絡する。

(1) 提案評価（プレゼンテーション）の実施

ア 日程

令和 6年 3月24日（月）

イ 内容

企画提案書等に記載している事項を補足する形で説明を行うこととする。デモンストレーションを含め、分かりやすく説明すること。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を評価し、契約候補者となることができる評価基準の最低基準を満たした提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行う。

なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りではない。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあっては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が 1 者のみであった場合でも本件は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面又は電子メール（以下「書面等」という。）により通知し、その者が提出した企画提案書等は評価しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア) に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

5 選定結果の通知及び結果の公表

- (1) 選定結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。
- (2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む選定結果は、名古屋市ウェブサイトにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

6 その他

- (1) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 企画提案書等の作成など、提案に関して必要となる一切の費用は、提案

者の負担とする。

- (4) 本件の提案者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (5) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 契約内容の履行に当たっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (8) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (9) 談合情報が寄せられた場合は、本件を中止することがある。
- (10) 提出期間経過後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (11) 次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示した参加資格を有しない者による提案
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした提案
 - ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が募集要項に示した契約上限金額の上限を超える提案
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (12) その他詳細は、仕様書その他関係資料によるものとする。